

投 稿 規 定

1. 投稿者は、日本女子大学英語英文学会（日本女子大学英文学科の専任教員、学部生、大学院生、卒業生）に限る。
2. 原稿は、学術研究論文で、未発表のものに限る。（但し口頭での発表はその旨明記すればよい。）
3. 長さは和文の場合、A4 版用紙に横書きで 40 文字×30 行とし、12,000 文字程度とする。英文の場合は、A4 版用紙にダブルスペースで 20 枚程度、7000 語を超えないものとする。
4. 書式上の注意
 - a. 文学の場合は、日本英文学会学会誌『英文学研究』の「書式上の注意」に従う。
 - b. 言語学の場合は、日本言語学会学会誌『言語研究』の「執筆要項」の書式に従う。又、英文の場合は、日本英語学会学会誌 *English Linguistics* のスタイルシートでも可。
 - c. アメリカ研究の場合は、アメリカ学会学会誌『アメリカ研究』の書式に従う。
5. 原稿の採否は、当該分野の審査員による査読の上、審議、決定する。
ただし特集号の場合には、投稿論文の受理ができない場合がある。
6. 投稿の締切日は 11 月末日とする。
7. 宛先は、日本女子大学英文学科研究室内『英米文学研究』編集委員会。
本文の他、コピー 2 部と現住所を明記した略歴（卒業年度、職業等）を添えること。
8. 採用論文については電子テキスト・ファイルの提出が求められる。
9. 提出後、掲載原稿については、編集委員会が判断した上で掲載の採否などを決定する。
10. 校正は再校まで執筆者が行うが、この際訂正は誤植に関するもののみとし、内容の加除・訂正は認められない。
11. 採用論文の抜刷は 20 部とするが、申し出に応じて部数を増やすことができる。
その際は英語英文学会費の他に増刷分の費用の支払いを求められる。
12. 原稿の返却を希望する者は返信用封筒（郵便切手添付）を同封すること。
13. 掲載された論文等（書誌情報、画像情報、本文）の著作権（著作財産権、copyright）は個人に帰属するが、日本女子大学などへ電子化し公共の利用に供する場合は複製権及び公衆送信権について許諾するものとする。